

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要①

訓練効果等の検証結果を踏まえ、令和6年3月31日までを期限とする求職者支援訓練の特例措置等について、以下のとおり見直すこととする。施行期日は令和6年4月1日（ただし、（3）の施行期日は7月1日）とする。

（1）実践コースの訓練期間等の訓練基準に関する特例

令和5年度末までの取り扱い

訓練期間

【原則】 3か月以上（※）6か月以下
 （※）育児・介護を抱える者や在職者向けの訓練は2か月以上

【特例】 2週間以上 6か月以下

訓練時間

【原則】
月100時間以上かつ
一日当たり原則5時間以上（※）6時間以下
 （※）育児・介護を抱える者や在職者向けの訓練は月80時間以上かつ一日あたり原則3時間以上

【特例】
月60時間以上かつ
一日当たり原則2時間以上 6時間以下

令和6年度以降の取り扱い

訓練期間

【原則】 2か月以上 6か月以下

訓練時間

【原則】
月80時間以上かつ
一日当たり原則3時間以上 6時間以下

※実施日が特定されていない科目を含む実践コース（eラーニングコース）の訓練時間についても、令和6年3月31日までを期限とする特例措置について、以下のとおり見直す。

- ・【特例】月60時間以上（【原則】月80時間以上）とする措置を、【原則】月80時間以上とする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要②

(2) eラーニングコースの認定基準等について

認定基準

過去3年間に同一都道府県内で就職率の下限〔基礎コース30%、実践コース35%〕を2度下回ると、以後同一都道府県内で1年間不認定

※2度上記に該当した場合、以後同一都道府県内で5年間不認定

改善計画書

同一都道府県内で就職率の下限〔基礎コース30%、実践コース35%〕を1度下回ると、改善計画書を提出

※1年間の不認定後、再び上記に該当した場合、改善計画書を提出

認定基準

過去3年間に全国で就職率の下限〔基礎コース30%、実践コース35%〕を2度下回ると、以後全国で1年間不認定

※2度上記に該当した場合、以後全国で5年間不認定

改善計画書

全国で就職率の下限〔基礎コース30%、実践コース35%〕を1度下回ると、改善計画書を提出

※1年間の不認定後、再び上記に該当した場合、改善計画書を提出

(3) 新規参入枠について

①又は②に該当する場合は新規扱いとする。

①同一分野の訓練を実施済だが、当該都道府県において初めて同分野の訓練を実施する場合

②同一分野の訓練を当該都道府県で実施済だが、当該訓練コースの就職率が認定申請日の1年前の間に確定していない場合

①又は②に該当する場合は新規扱いとする。

①同一分野の訓練を実施済だが、当該都道府県において初めて同分野の訓練を実施する場合（厚生労働省人材開発統括官が定めるeラーニングコース（※）を実施する場合は除く。）

②同一分野の訓練を当該都道府県（厚生労働省人材開発統括官が定めるeラーニングコース（※）にあつては全国いずれかの都道府県）で実施済だが、当該訓練コースの就職率が認定申請日の1年前の間に確定していない場合

（※）通所割合が総訓練時間の20%以下等（業務取扱要領において規定）

(4) 介護分野等の奨励金の上乗せに関する特例

【特例】

介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるもの（※）を実施した場合には、受講者1人につき1万円を「職場見学等促進奨励金」として支給する

（※）企業実習・職場見学・職場体験のいずれかを実施する等（業務取扱要領において規定）

令和6年度末まで**特例延長**

令和5年度末（3）は令和6年6月末（3）までの取り扱い

令和6年度（3）は令和6年7月以降の取り扱い